

平成28年度

第3回 市民（消費者）向けセミナー

〔平成28年8月31日（水）開催〕

少年犯罪と児童虐待を未然に防ぐために



主催 中部調査業協会

後援 名古屋市

愛知県女性総合センター

ウィルあいち 1F セミナールーム 1, 2

名古屋市東区上笠杉町1 TEL052-962-2511

第3回 消費者向けセミナー プログラム

主 催：中部調査業協会

後 援：名古屋市

日 時：平成28年8月31日（水）13:30～16:35

場 所：名古屋市東区上豎杉町1番地

愛知県女性総合センター ウィルあいち 1F セミナールーム1,2

受 付：13:00～13:30

司 会：中部調査業協会 理 事 近藤 かえで

開 会 の 辞	13:30～13:35	中部調査業協会 名誉会長 堀江 俊通
主 催 者 挨 拶	13:35～13:40	中部調査業協会 会 長 西橋 和久

1 時 限 目	13:40～14:30	少年の健全育成（非行を防止するために）	愛知県警察本部 生活安全部 少年課 少年サポートセンター センター長 警視 横山 茂 氏
休憩 10分			
2 時 限 目	14:40～15:30	児童虐待の防止に関する対策	名古屋市子ども青少年局 子育て支援部 児童虐待対策室 主査 橋本 好司 氏
休憩 10分			
3 時 限 目	15:40～16:30	少年犯罪・児童虐待に係る 諸問題の法的手続き	愛知県弁護士会所属 原田・高橋法律事務所 弁護士 兼子 千佳 氏

閉 会 の 辞	16:30～16:35	東京都調査業協会 会 長 菅原 和男
---------	-------------	--------------------

※ 演題及び講師に変更が生じる場合がございますので予めご了承ください。

目次

- 1時限目 愛知県警察本部 生活安全部 少年課 少年サポートセンター
センター長 警視 横山 茂 氏
「少年の健全育成（非行を防止するために）」----- 1~2
- 2時限目 名古屋市子ども青少年局 子育て支援部
児童虐待対策室 主査 橋本 好司 氏
「事業虐待の防止に関する対策」----- 3~4
- 3時限目 愛知県弁護士会所属 原田・高橋法律事務所
弁護士 兼子 千佳 氏
「少年犯罪・児童虐待に係る諸問題の法的手続き」----- 5~7



平成28年度 第3回消費者（市民）向けセミナー 開催結果報告

- 日 時：平成28年8月31日（水）13:30～16:35
- 会 場：名古屋市東区上堅杉町1番地
愛知県女性総合センター ウィルあいち 1F セミナールーム1,2
- 出席者：70名程度
- 講義に先立ち行われた開会式では、主催協会である中部調査業協会 名誉会長 堀江俊通による開会の辞、中部調査業協会 会長 西橋和久による主催者挨拶が行われた後、セミナーが開始されました。



○1 時限目【少年の健全育成（非行を防止するために）】

講 師：愛知県警察本部 生活安全部 少年課

少年サポートセンター センター長 警視 横山 茂 氏



- (1) 少年非行情勢と防止対策について
- (2) 少年非行の沿革について
- (3) その後の非行情勢について
- (4) 警察署の少年係の現状
- (5) 少年非行の原因・背景について
- (6) 少年非行についての新たな問題について
- (7) いじめ問題、薬物対策、いわゆる JK ビジネス
- (8) 非行防止対策について
- (9) 少年警察に置くその他の課題について

少年非行情勢について最近の少年非行を解説頂き、少年犯罪は年々減少しているが大人が少年犯罪防止のために近隣住民の声掛けや施設や警察への通報でできる対策をご教示いただきました。

○2 時限目【児童虐待の防止に関する対策】

講 師： 名古屋市子ども青少年局 子育て支援部 児童虐待対策室
主査 橋本 好司 氏



- (1) 児童虐待防止法について
- (2) 身体的、性的、心理的、ネグレクトについて
- (3) 児童虐待であたえる児童への影響について
- (4) 支援のネットワークについて

虐待の種類や事例や支援ネットワークについて具体的に説明頂き、虐待であたえる児童への影響なども詳しくご講義していただきました。

○3 時限目【少年犯罪・児童虐待に係る諸問題の法的手続き】

講 師： 愛知県弁護士会所属原田・高橋法律事務所
弁護士 兼子 千佳 氏



- (1) 少年事件・少年犯罪について
- (2) 家庭裁判所への送致・手続きについて
- (3) 少年院と少年刑務所について
- (4) 少年虐待について
- (5) 児童虐待対応の手続き
- (6) 児童虐待の処遇について
- (7) 親権喪失、親権停止について

少年事件や児童虐待などが発生した場合の流れなどを具体的に解説、ご教示いただきました。

以上の講義を無事に終了し、東京都調査業協会 会長 菅原 和男氏により閉会の辞を述べ、消費者向けセミナーを閉幕しました。



以 上